

第1章 立地適正化計画の概要

1.1 計画策定の目的と改定の背景

安曇野市（以下「本市」という。）は、北アルプスの秀麗な山並みを背景としたなだらかな扇状地に、清らかな水と緑豊かな田園の織り成す美しい風土を築くとともに、個性豊かで創造的な文化と産業を程よく調和させながら発展してきた。

私たちは、これからもこの恵まれた自然や美しい景観を守り、活かしながら、秩序ある発展を継続することによって、誰もが住みたい、働きたいと思えるまち、訪れてみたいと感じてもらえるまちをつくり、育て、次の世代に引き継いでいかなければならない。

本市ではこれまで、土地利用制度と農業振興地域制度の2つの規制により既存市街地への開発の集約を図り、豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくりを推進してきた。令和5（2023）年4月からスタートする第2次安曇野市総合計画の後期基本計画では、将来都市像を「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」に改め、都市づくりを新たなステージへと引き上げようとしている。

安曇野市立地適正化計画（以下「本計画」という。）は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）に基づき、少子高齢化のさらなる進行も鑑みるなかで、生活に必要な機能を確保し、本市の暮らしやすさの維持・向上を図ることを目的として、平成30（2018）年3月に策定したもの（以下「当初計画」という。）で、令和5（2023）年3月には計画策定から5年目を迎える。令和2（2020）年9月の法改正により、本計画で定める居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域等の除外や防災まちづくりの方針や取組を定める「防災指針」の作成が必要になったことも受け、これまでの達成状況を検証し、法改正やその他の社会情勢の変化への対応を図ったうえで、必要な改正を行うこととした。



1.2 計画制度の概要

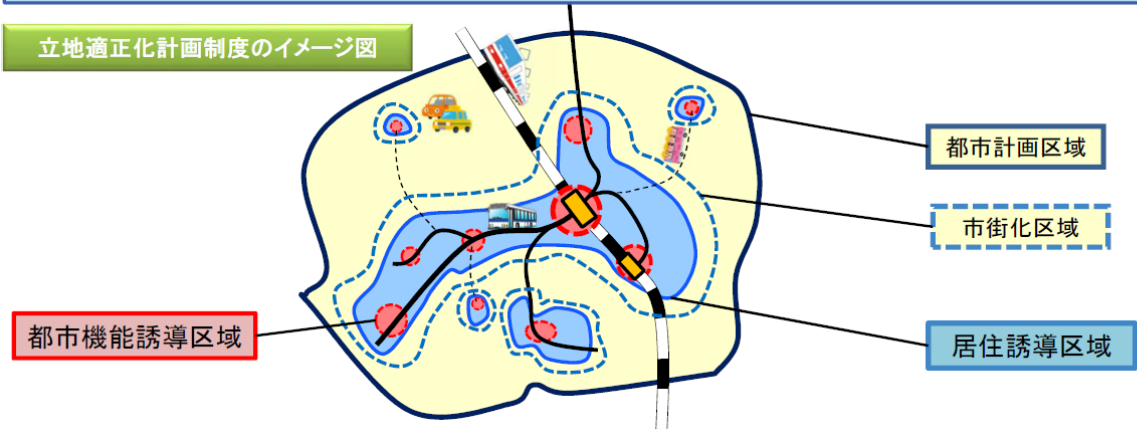
立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされている。

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題である。こうしたなか、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要である。

このため、平成26(2014)年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりの促進を目的として、立地適正化計画制度が創設された。

図表. 立地適正化計画について

- 市町村マスタープランにコンパクトシティを位置づけている都市が増えています。一方で、多くの都市ではコンパクトシティという目標のみが示されるにとどまっているのが一般的で、何をどう取り組むのかという具体的な施策まで作成している都市は少ないのが現状です。
- また、コンパクトシティ形成に向けた取組については、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要です。
- そこで、より具体的な施策を推進するため、平成26年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものです。



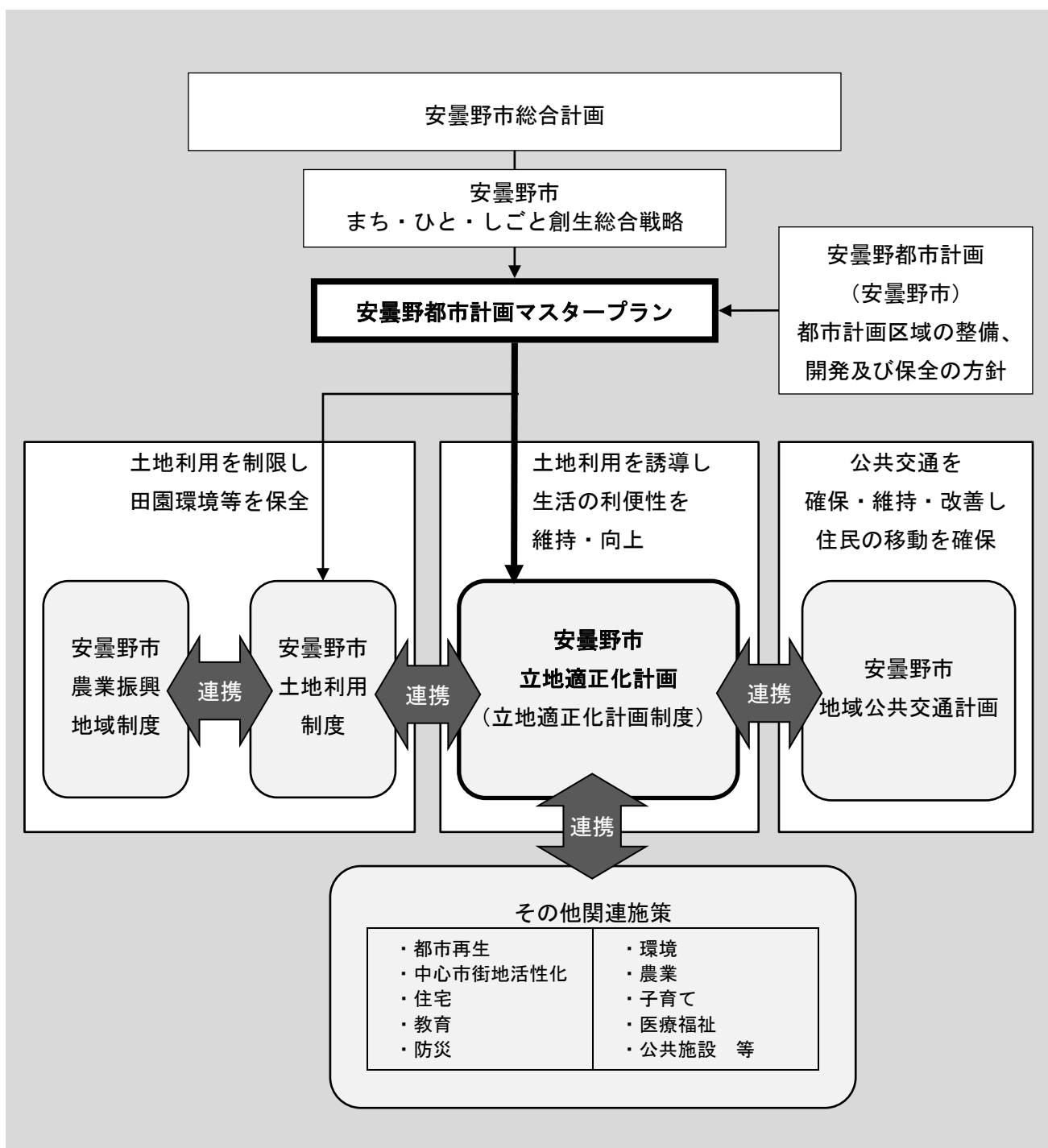
出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省（R4.4）

1.3 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性格をもち、都市計画マスタープランの高度化版とされている。

本市では、安曇野市都市計画マスタープランのもと、自主条例に基づく市独自の土地利用制度を運用して、農業振興地域制度とともに全市統一した制度により土地利用コントロールを行っていることから、本計画は、都市計画マスタープランとの調和も図りつつ、市独自の土地利用制度や農業振興地域制度その他関連する施策とも連携して土地利用の適正な誘導を図り、生活の拠点となる場の確保と、本市の暮らしやすさの維持・向上に資するものとして位置づけられる。

図表. 本計画の位置づけ

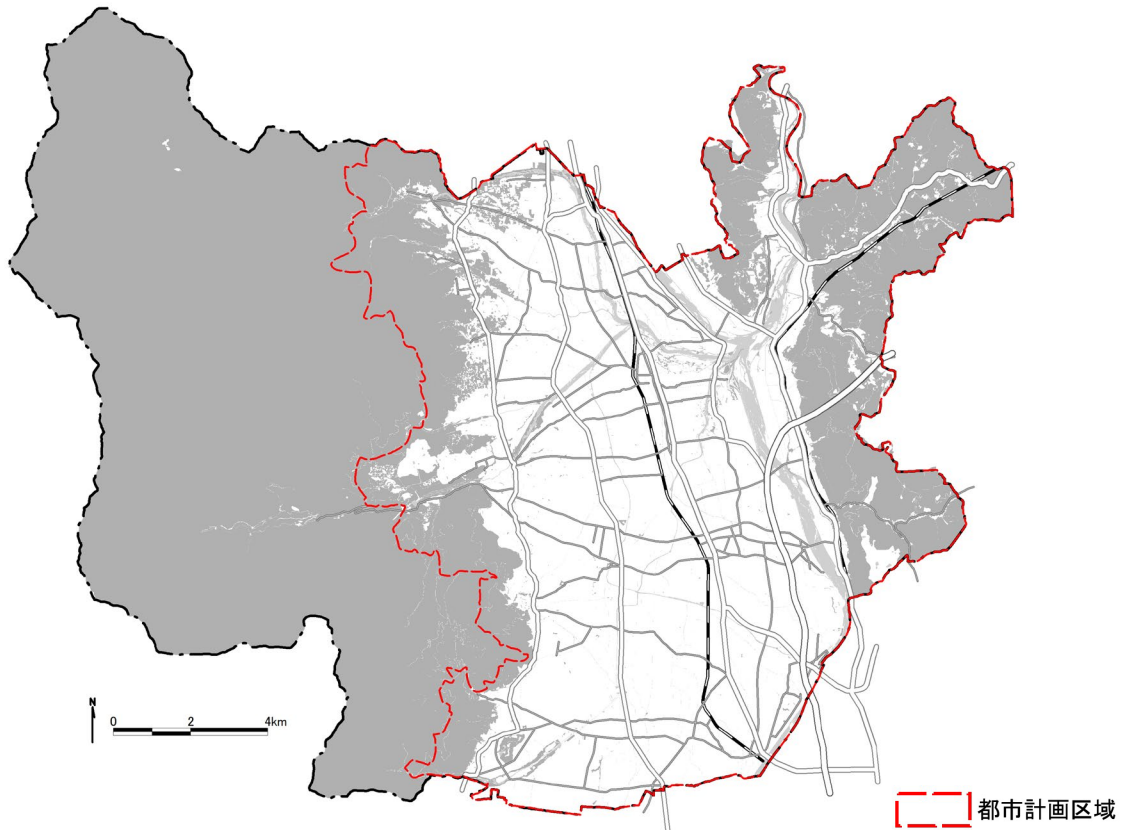


第1章 立地適正化計画の概要

1.4 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の都市計画区域全域とする。

図表. 対象範囲



出典：安曇野市都市計画基礎調査（H31.3）

1.5 立地適正化計画の計画期間

立地適正化計画は概ね 20 年後の都市の姿を展望することとされていることから、計画期間は、当初計画を策定した平成 30（2018）年を始期として、令和 22（2040）年までとする。

また、概ね 5 年ごとに施策の実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを検討する。